

報告第 8 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 26 日提出

加東市長 安 田 正 義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 6 号	令和 2 年 5 月 29 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

## 専決第 6 号

### 和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 29 日

加東市長 安 田 正 義

- |            |  |
|------------|--|
| 1 損害賠償の相手方 | 神戸市東灘区魚崎浜町 21 番地<br>アサヒプリテック株式会社 代表取締役 中 西 広 幸                                 |
| 2 和解事項     | 市は、相手方の車両の修理費用の 6 割を支払う。   |
| 3 損害賠償の額   | 85,800 円   |
| 4 事故の概要    |  |
| (1) 事故発生日時 | 令和元年 11 月 29 日 午前 9 時 15 分頃  |
| (2) 事故発生場所 | 神戸市兵庫区荒田町 3 丁目 46 付近   |
| (3) 事故の内容  | 市職員が方向転換するためウインカーを出して空き地に進入しようとして右にハンドルをきった際に、右側から追い越そうとした相手車両に接触し、左側前部を損傷させた。 |